

賛助会費納入 税制上の優遇措置の適用について

皆様方にお納めいただいた賛助会費は今後の品川区の文化芸術の振興に有効、かつ適切に使わせていただきます。

なお、当事業団は公益財団法人のため賛助会費については特定公益増進法人への寄付として、税制上の優遇措置が適用されます。

個人会員の場合、確定申告を行うことで所得税および個人住民税が寄付金控除の対象となります。（東京都および品川区では控除対象団体として条例で指定されていますが、各区市町村によって取扱いが異なりますので、お住まいの区市町村にてご確認ください。）

法人会員の場合、一般損金算入限度額と別枠で損金算入が認められます。詳しいことは所轄の税務署または税理士にお尋ねください。

申告時に、「賛助会費領収書」をご提出ください。それまで失くさないよう、大切に保管をお願い致します。

これからも、当事業団事業に対し、相変わりにませぬご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。誠にありがとうございました。

問い合わせ先： （公財）品川文化振興事業団事務局
文化振興課 文化振興係
品川区東大井 5-18-1 きゅりあん3階
TEL: 5479-4112